

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱

制 定 令和 4 年 12 月 12 日付け 4 農産第 3506 号
一部改正 令和 5 年 12 月 6 日付け 5 農産第 3287 号
一部改正 令和 7 年 1 月 24 日付け 6 農産第 3581 号
一部改正 令和 7 年 12 月 26 日付け 7 農産第 3478 号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第 1 今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、その国際競争力を強化するとともに、生産体制を一層強化することが早急に必要である。このため、農業生産基盤強化プログラム（令和元年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和 2 年 12 月 8 日付けで改訂された「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応する生産量増加対策や生産コストの削減、堆肥の活用による全国的な土づくりを展開することにより、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組を総合的に支援する。

(通則)

第 2 産地生産基盤パワーアップ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、第1の趣旨を踏まえ、次の(1)及び(2)に要する経費を交付することを目的とする。

(1) 新市場獲得対策

ア 別表1の事業に要する経費

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 別表2のIの基金の造成に要する経費

イ 別表2のIIの事業に要する経費

(定義)

第4 本事業における用語については、次のとおりとする。

(1) 新市場獲得対策

ア 食料システム構築計画

「食料システム構築計画に係る承認規程」(令和7年1月9日付け6農産第3739号農林水産省農産局長通知)に基づき承認された、輸出向け、加工・業務用向けの出荷の増加を図る計画をいう。

なお、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)第7条第1項に規定する「生産方式革新実施計画」、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第37条第1項に規定する「輸出事業計画」(ただし、フラッグシップ輸出産地選定実施要領(令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知)第5の規定により「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が策定するものに限る。)及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)の第6条に規定する「安定取引関係確立事業活動計画」のうち、本事業目的に沿った内容が記載されている計画については、食料システム構築計画とみなすことができる(以下「食料システム構築計画等」と総称する。)。

イ 抱点事業者

海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、当該品目の生産安定・効率化機能、供給調整機能又は実需者ニーズ対応機能の具備・強化のいずれかの取組に関わる輸出事業者・加工業者等であって、食料システム構築計画等に位置付けられた別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

ウ 連携者

抱点事業者と連携して食料システム構築計画等の取組を補完する者であって、食料システム構築計画等に位置付けられた別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 都道府県農業再生協議会

経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経

當第 3569 号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。) 第 2 の 1 の (2) に定める都道府県農業再生協議会(以下「都道府県協議会」という。)をいう。

イ 地域農業再生協議会

推進事業実施要綱第 2 の 2 の (2) に定める地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8837 号農林水産省経営局長通知)第 1 の 3 に定める地域担い手育成総合支援協議会又は果樹産地構造改革計画について(平成 17 年 3 月 25 日付け生産第 8118 号農林水産省生産局長通知)第 5 の 1 に定める産地協議会(以下「地域協議会」と総称する。)をいう。

ウ 都道府県事業実施方針

都道府県知事が定める産地の収益性の向上及び生産基盤の強化に向けた取組の方針であって、別記 2 に定める基準を満たすものをいう。

エ 産地パワーアップ計画

地域協議会長又は都道府県協議会長(以下「地域協議会長等」と総称する。)により定められた産地の農業の収益性の向上及び生産基盤の強化を図るための計画であって、都道府県知事により別記 2 に定める基準を満たすものとして承認されたものをいう。

オ 取組主体事業計画

別表 2 に掲げる取組主体が、産地パワーアップ計画に定めるところにより作成した事業計画であって、地域協議会長等により産地パワーアップ計画の成果目標の達成に必要なものとして承認されたものをいう。

カ 都道府県事業計画

都道府県知事が、都道府県事業実施方針に定めるところにより作成した事業計画であって、別記 2 に定める成果目標等の基準を満たすものとして承認されたものをいう。

キ 基金管理団体

農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体をいう。

(事業の内容)

第 5 本事業は、新市場獲得対策及び収益性向上対策・生産基盤強化対策により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体又は取組主体、採択要件、補助率等についてはそれぞれ別表 1 及び別表 2 に定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農産局長が特に必要と認める場合については、別表 2 に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

2 事業費の低減

事業実施主体、地域協議会等及び取組主体は、本対策を実施するに当たっては、過剰とみられるような施設等の整備及び機械リース等の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

(事業の実施等)

第6 事業実施計画及び都道府県事業実施計画並びに取組内容の変更手続について、別記1及び別記2により行うものとする。

2 事業の着手については、以下のとおりとする。

(1) 新市場獲得対策

原則として、適正化法第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(2) 収益性向上対策・生産基盤強化対策

ア 取組主体による本事業の着手は、原則として、都道府県知事からの助成金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着手を行う場合は、取組主体は、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ アのただし書により交付決定前に本事業の着手を行う場合については、取組主体は、事業の内容が明確となってから、本事業の着工等を行うものとする。

この場合において、取組主体は、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失について、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

ウ 都道府県知事は、取組主体からアの交付決定前着手届の提出があった場合は、基金事業は基金管理団体の長、整備事業は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。その他の都府県にあっては、当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）にその写しを提出するものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（1）新市場推進事業（別表1のIの1の（1）及び2）

（2）新市場整備事業（別表1のIIの1の（1））

(3) 基金事業（別表2のI）

(4) 都道府県整備事業（別表2のII）

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表3に定めるところによる。

ただし、第5第1項のただし書きに規定する事業に要する経費については、農産局長が別に定めるところによる。

3 基金事業に係る基金造成については以下に定めるところによるものとする。

(1) 基金管理団体は、第1項第3号の交付を受け、産地パワーアップ事業基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

(2) 基金の管理等

ア 基金管理団体は、国から本事業に必要なものとして交付される補助金の全額を基金として積み立てるものとする。

イ 基金管理団体は、基金を適正に管理するため、他の事業に係る資金と区分して経理するものとする。

ウ 基金管理団体は、金融機関への預金又は貯金により基金を管理するものとする。

エ 基金の管理及び本事業の実施に当たり発生する事務費については、共通5に定める範囲において、当該基金の中から支弁することができるものとする。

オ 基金の管理から生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

カ 基金管理団体は、本事業に係る助成金の返納があった場合は、基金に繰り入れるものとする。

キ 基金管理団体は、共通5に定める助成対象以外の経費に基金を使用してはならない。

(3) 基金管理団体は、本事業が終了した際に、なお基金に残余があるときは、国に返還するものとする。

また、農産局長は、本事業が終了する前であっても、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）

3の(4)アを準用し、使用見込みの低い基金保有額があるときは、これを返納させることができるものとする。

(4) 基金管理団体の助成

基金管理団体は、助成金の交付対象として決定した都道府県事業計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、毎年度、予算の範囲内で、都道府県助成金を交付することができる。

（流用の禁止）

第8 別表3の区分欄に掲げる1から4までの事業に係る経費の相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1と2の経費の相互間、別表3の区分欄の1の経費欄に掲げる1の事業におけるI及びIIの経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第9 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、新市場推進事業及び新市場整備事業にあっては別記様式第1号－1、基金事業にあっては別記様式第1号－2、都道府県整備事業にあっては別記様式第1号－3による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表3の経費の欄に掲げられる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書を提出するに当たって、新市場推進事業者、新市場整備事業者、基金管理団体及び都道府県整備事業者（以下「推進事業者等」という。）は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合にあっては農産局長）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第11 交付決定者は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、推進事業者等に対しその旨を通知するものとする。
- 2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第12 推進事業者等は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

- 第13 地方公共団体以外の推進事業者等は、推進事業等の一部を第三者に委託

する場合は、交付決定者にあらかじめ届け出なければならない。

- 2 地方公共団体以外の推進事業者等は、推進事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、推進事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることできる。
- 3 地方公共団体以外の推進事業者等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第14 新市場推進事業者及び新市場整備事業者は、第11第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第15 推進事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。
ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
- (2) 推進事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。
- (3) 推進事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 推進事業者等は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第16 交付規則第3条第1号イ及びロの大引が別に定める軽微な変更は、別表3の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

（事業遅延の届出）

第17 推進事業者等は、推進事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は推進事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第18 推進事業者等は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号－1に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、推進事業者等に対して当該推進事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払の請求、補助金の支払)

- 第19 基金管理団体を除く推進事業者等は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号－1による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官(農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降、協議が調った範囲で行うものとする。
- 2 基金管理団体は、補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第6号－2による支払請求書を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。
- 3 推進事業者等は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

- 第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、新市場推進事業、新市場整備事業にあっては別記様式第7号－1、基金事業にあっては別記様式第7号－2、都道府県整備事業にあっては別記様式第7号－3のとおりとし、推進事業等を完了したとき(第15第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日)までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 推進事業者等は、本事業の実施期間内において、国の会計年度が終了し

たときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 3 第9第2項ただし書により交付の申請をした推進事業者等は、前項の報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第9第2項ただし書により交付の申請をした推進事業者等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第21 交付決定者は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、推進事業者等に通知するものとする。
- 2 交付決定者は、推進事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難いときは、90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第22 推進事業者等は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項に準じて提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第

1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

- 3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第23 交付決定者は、第15第1項の規定による推進事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 推進事業者等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 推進事業者等が、補助金を推進事業等以外の用途に使用した場合

(3) 推進事業者等が、推進事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、推進事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第24 推進事業者等は、推進事業対象経費（推進事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、推進事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させことがある。

(財産の処分の制限)

第25 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大額及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条

に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

- 3 推進事業者等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、推進事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第9第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第11第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（補助金の経理）

- 第26 推進事業者等は、推進事業等についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して推進事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 推進事業者等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに推進事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 推進事業者等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項及び第27に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

- 第27 推進事業者等が地方公共団体の場合にあっては、当該推進事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

- 第28 推進事業者等は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第15から第18まで、第20、第22から第24まで及び第26の規定に準ずる

条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。
- (2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、推進事業者等の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により推進事業者等による間接補助金の交付の決定をもって推進事業者等の承認を受けたものとすること。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (3) 前号による推進事業者等の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を推進事業者等に納付せることがあること。

2 推進事業者等は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第27の規定に準ずる条件を付さなければならない。

3 推進事業者等は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、第1項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別紙様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

4 推進事業者等は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

5 推進事業者等は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あ

らかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第11第1項による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

- 6 推進事業者等は、第1項第3号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金等相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 推進事業者等は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(基本的事項の公表)

第29 基金管理団体は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業の目標、給付対象となる事務、事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

第30 基金管理団体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠及び基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やか（別途指示がある場合は当該指示によること）に大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

第31 基金管理団体は、基金の額が基金の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期の到来その他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

第32 基金管理団体は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその收支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度か

ら起算して5年間保管しておかなければならない。

(他用途使用の禁止)

第33 基金は、別表2のI基金事業（都道府県知事が必要と認め、別表2のIIに準じて実施する整備事業を含む。）以外の用途に使用してはならない。ただし、第5第1項ただし書により実施する災害等緊急事業については、同項に定める農産局長が別に定めるところにより、基金を使用して実施できるものとする。

(基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件)

第34 基金管理団体は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第8、第15から第18まで、第20、第22から第24まで、第26及び第27の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきこと。

(2) 助成金により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、取組主体は、都道府県による基金管理団体の承認を受けないで、助成金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号による基金管理団体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を基金管理団体に納付させることがあること。

(4) 取組主体は、助成事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(5) 取組主体は、第4号により契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

2 基金管理団体は、第1項第2号により都道府県から提出された財産処分の承認申請を承認するに当たっては、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

3 基金管理団体は、第1項第3号により都道府県から納付を受けた場合の当該納付を受けた額及び助成事業について助成事業者から助成金等の返還又は返納を受けた場合の当該助成金額は、基金に組み入れて補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

4 前項の場合において、基金が既に廃止されている場合は、都道府県は、前項の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた助成金額の国庫補

助金相当額を国に納付しなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第35 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

(事業実施状況等の報告)

第36 事業実施主体、都道府県知事、地域協議会長等、取組主体及び基金管理団体が行う事業実施状況の報告については、別記1及び別記2に定めるところにより行うものとする。

(事業評価の報告)

第37 事業実施主体、都道府県知事、地域協議会長等及び取組主体の事業評価の報告については、別記1及び別記2に定めるところにより行うものとする。

(事業の適正な執行の確保及び指導推進等)

第38 国及び都道府県知事が行う指導等については、別記1及び別記2に定めるところにより行うものとする。

(その他)

第39 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月12日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和2年2月28日付け元生産第1694号農林水産事務次官依命通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号食料産業局長、生産局長、政策統括官連名通知）は廃止する。
- 3 2による廃止の前の産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年12月6日から施行する。

2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年1月24日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年12月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお従前の例による。

別表1（新市場獲得対策）

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 推進事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援 (1) 全国の取組 ア 生産安定・効率化機能の具備・強化 イ 供給調整機能の具備・強化 ウ 実需者ニーズ対応機能の具備・強化 エ 農業機械等の導入及びリース導入 オ 効果増進・検証事業 カ その他事業の目的を達成するために必要な取組	事業実施主体は、食料システム構築計画等に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体をいう。以下同じ。） (6) 民間事業者 (7) 特認団体 (8) コンソーシアム（別記1別紙1に定める場合に限る。以下同じ。）	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 食料システム構築計画等が承認されていること。 (2) 別記1別紙1に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記1別紙1に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 別記1別紙1に定める要件を満たしていること。	補助率は次に掲げるとおりとする。 ア～ウ及びカの事業 事業費の1／2以内（別記1別紙1に定める場合にあっては、定める額）とする。 エの事業 導入する農業用機械等の本体価格の1／2以内とする。 オの事業 定額とする。
2 園芸作物等の先導的取組支援 (1) 果樹 (2) 茶	事業実施主体は、別記1別紙2に定める者とする。	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記1別紙2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記1別紙2に定める要件を満たしていること。	補助率は、別記1別紙2に定めるとおり（定額又は事業費の1／2以内）とする。

II 整備事業

メニュー	事業実施主体	採択要件	補助率
1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援 (1) 全国の取組 ア 育苗施設 イ 乾燥調製施設 ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設 エ 農産物処理加工施設 オ 集出荷貯蔵施設 カ 産地管理施設 キ 用土等供給施設 ク 農作物被害防止施設 ケ 生産技術高度化施設 コ 種子種苗生産関連施設 サ 有機物処理・利用施設	事業実施主体は、食料システム構築計画等に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 農業者 (5) 農業者の組織する団体 (6) 民間事業者 (7) 特認団体 (8) コンソーシアム	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 食料システム構築計画等が承認されていること。 (2) 別記1別紙1に定める成果目標の基準を満たしていること。 (3) 別記1別紙1に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。	補助率は事業費の1／2以内（ただし、別記1に定める場合にあっては、定める率又は額以内）とする。

		(5) 别記1别紙1 に定める要件を 満たしているこ と	
--	--	---------------------------------------	--

別表2（収益性向上対策・生産基盤強化対策）

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。なお、別表2の事業における事業実施主体は、都道府県とする。

I 基金事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 ア 農業機械等の導入及びリース導入 イ 生産資材の導入等	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者（別記2に定めるものをいう。以下IIの収益性向上対策について同じ。） (6) 農業者の組織する団体（別記2に定めるものをいう。以下同じ。） (7) 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、別記2に定めるものをいう。以下同じ。）	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める面積要件等を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 アの事業 導入する農業機械等の本体価格の1/2以内とする。 イの事業 事業費の1/2以内（ただし、別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内）とする。
(2) 効果増進事業 ア 事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等（導入実証支援） イ 施設運営に係る専門家の招聘に要する経費（伴走支援）	取組主体は、次に掲げる者とする。 アの事業 (1) 都道府県協議会 (2) 地域協議会 イの事業 IIのメニュー欄の1の事業の取組主体	採択要件は次に掲げる要件を満たすこととする。 アの事業 メニュー欄の1の事業を効果的に実施するために必要なものとする。 イの事業 IIのメニュー欄の1の事業を効果的に実施するために必要なものとする。採択要件は、メニュー欄の1の事業を効果的に実施するために必要なものとする。	補助率は次のとおりとする。 アの事業 補助率は定額（1/2相当）とする。 イの事業 補助率は定額とする。
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 (2) 果樹園・茶園の再整備・改修 (3) 農業機械の再整備・改良 (4) 生産装置の継承・強化に向けた取組 ア 産地における継承・強化体制の構築 イ 生産装置の継承ニーズの把握及びマッチング ウ 円滑な継承のための生産装置の維持・管理 (5) 生産技術の継承、普及に向けた取組	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 都道府県協議会 (9) 地域協議会	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める要件を満たしていること。	補助率は次のとおりとする。 (1) 及び(3)の事業 事業費の1/2以内とする。 (2) の事業 事業費の1/2以内（別記2に定める場合にあっては、定める額以内）とする。 (4) 及び(5)の事業 定額（別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内）とする。 (6) の事業

ア 栽培管理・労務管理等の技術実証 イ 新規継承・普及のための研修等による人材育成 ウ 農業機械の安全取扱技術の向上支援 (6) 全国的な土づくりの展開			定額（ただし、別記2に定める単価に実施面積を乗じた額を上限）、リース導入する農業機械のリース物件購入価格の1/2以内とする。
---	--	--	--

(注1) 都道府県知事が地方農政局長等と協議し、地方農政局長等が必要と認める場合は、Ⅱのメニュー欄の1に準じて整備事業を行うことができるものとする。

(注2) 第5第1項ただし書により実施する災害等緊急事業については、本表にかかわらず、農産局長が別に定める事業を実施できるものとする。

II 整備事業

メニュー	取組主体	採択要件	補助率
1 収益性向上対策 (1) 育苗施設 (2) 乾燥調製施設 (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (4) 農産物処理加工施設 (5) 集出荷貯蔵施設 (6) 産地管理施設 (7) 用土等供給施設 (8) 農作物被害防止施設 (9) 生産技術高度化施設 (10) 種子種苗生産関連施設 (11) 有機物処理・利用施設 (12) 農業廃棄物処理施設	取組主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者 (8) 食品事業者 以下のアからウまでの場合に限るものとする。 ア 米粉、大豆製品及び茶製品の製造又は製造小売(以下「製造等」という。)を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設(てん菜の貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。)、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合 (9) 中間事業者(別記2に定めるものに限る。) 国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵	採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。 (2) 別記2に定める面積要件等を満たしていること。 (3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。(別記2に定める場合を除く。)	補助率は事業費の1/2以内(ただし、別記2に定める場合にあっては、定める率又は額以内)とする。

	<p>施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、产地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限るものとする。</p> <p>(10) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体</p> <p>(11) コンソーシアム</p>		
2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウスの再整備・改修 • 生産技術高度化施設 (2) 生産技術の継承・普及に向けた取組のうち栽培管理・労務管理等の技術実証 • 生産技術高度化施設	<p>取組主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社 (4) 土地改良区 (5) 農業者 (6) 農業者の組織する団体 (7) 民間事業者</p>	<p>採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>(1) 別記2に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(2) 別記2に定める要件を満たしていること。</p> <p>(3) 当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p>	補助率は事業費の1/2以内とする。

別表3（第7、第8、第15及び第16関係）

区分	経費	補助率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
1 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金 产地生産基盤パワーアップ事業費補助金	1 产地生産基盤パワーアップ事業推進費 (新市場推進事業) I 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携产地の体制強化支援 II 園芸作物等の先導的取組支援 ① 果樹に関するもの ② 果樹以外に関するもの	定額 1／2以内 1／3以内	地方農政局長等 農林水産大臣 地方農政局長等	1 補助率が異なると経費の相互通じる間に経費の増減	1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げるI及びIIのそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げるI及びIIのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	2 产地生産基盤パワーアップ事業基金造成費 (基金事業) I 事業費 本要綱に基づいて行う事業に係る次の①及び②に掲げる経費として、基金の造成に要する経費 ① 収益性向上対策 ② 生産基盤強化対策 II 事務費 基金の管理に要する経費	定額	農林水産大臣		1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げるI及びIIのそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げるI及びIIのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減
2 国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金 产地生産基盤パワーアップ事業費補助金	产地生産基盤パワーアップ事業整備費 (新市場整備事業) 整備事業費	1／2以内	地方農政局長等		1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

区分	経 費	補 助 率	交付決定者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
3 国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金	産地生産基盤パワーアップ事業整備費(都道府県整備事業) I 整備事業費 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	1／2以内 (ただし、別記2に定める場合にあつては、定める率又は額以内とする。) II 附帯事務費	地方農政局长等	1 経費の欄に掲げるI及びIIの相間ににおける経費の増減 2 補助率が異なると間違った経費の相互ににおける経費の増減	1 推進事業者等の名称の変更 2 事業の中止又は廃止 3 経費の欄に掲げるI及びIIのそれぞれの経費の事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 経費の欄に掲げるI及びIIのそれぞれの経費の事業費又は国庫補助金の30%を超える減